

別記要領

I. 適期申請ルールの周知について

- 「適期申請ルール」について、以下の措置を講じる。
 - ・各地方整備局等のホームページに適期申請ルールを掲載する等により、住民の理解増進を図ること。
 - ・「適期申請ルール」を記載した携帯可能な文書を作成する等により、現場職員への周知徹底を図ること。

II. 事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表

①公表の対象となる事業

- 全ての国土交通省直轄の公共事業のうち、用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年に到達したものを対象とする。
 - ※適期申請ルールが適用除外とされている大規模事業（ダム、空港、バイパス等）及び特別な事情がある事業についても、公表の対象とする。
- ただし、事業年度が3カ年以内である小規模な事業は対象外とする。

②公表内容

- 事業認定の申請単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」を公表することとする。（別紙様式1参照。）
- 都市計画事業については、都市計画事業承認単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等」を公表することとする。（別紙様式2参照。）

③公表方法

- 各地方整備局等のホームページに一覧表形式で掲載することとする。（別紙様式1及び別紙様式2参照。）
- 一定の期日を定め、毎年当該期日に一覧表全体を更新することとする。